

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	5	担当課	都市整備課
法令名	愛媛県立都市公園条例	根拠条項	19	不利益処分の種類	法人等に対する過料	
<p><b>第19条</b> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。</p>						